

より正確な景気判断のための経済統計 の改善に関する研究会 報告

平成 28 年 12 月 13 日

より正確な景気判断のための経済統計
の改善に関する研究会

目次

はじめに	1
1. GDP統計に利用される基礎統計及び加工推計方法の改善	1
(1) 経済社会構造変化の統計への的確な反映	2
(2) GDP 統計の精度向上及び利便性の改善に向けた取組	6
2. 新たなデータ源の活用	7
(1) 景気動向把握におけるビッグデータの活用	7
(2) 景気動向把握における行政記録情報等の活用	9
3. 統計利用者の利便性の向上	11
(1) 公表の早期化	11
(2) 地域区分のあり方	11
4. 経済統計改善のための体制の強化	12
 (別添) GDP統計を軸とした経済統計改善の取組方針	
I. GDP統計に用いられる基礎統計の改善	14
II. GDP統計の加工・推計手法等の改善	19
 より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会 委員名簿	
より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会 開催実績	20
	21

はじめに

経済統計は、政府・日本銀行の景気動向判断の基礎となり、また、民間企業の経営計画の策定等に影響を与えるものであることから、その整備・改善は、経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題である。

経済統計を取り巻く近年の経済社会動向をみると、少子高齢化が進展し、人々の働き方が多様化する中で、単身世帯や共働き世帯の増加といった世帯構造の変化が生じるとともに、情報通信関連技術の発展等によって新たなサービスが続々と生まれるなど、構造そのものが大きく変化しつつある。

こうした経済社会構造の変化に対応し、経済動向を的確に捉え、より正確な景気動向の把握を行うためにも、GDP統計を始めとした経済統計には改善が求められている。同時に、情報通信関連技術等の発展により、ビッグデータの蓄積や利用が可能となってきたほか、これまで統計の基礎資料として十分活用されてこなかった行政記録情報の活用に向けた環境も整備されつつある。

本研究会では、こうした経済社会構造の変革等を踏まえ、GDP統計を軸とした経済統計の改善の方向性について検討を行うとともに、ビッグデータや行政記録情報など新たなデータ源を経済統計の改善や景気動向把握にいかに関活用していくかについて議論を行った。また、ユーザーのニーズも踏まえ、経済統計を継続的に改善していくためのPDCAプロセスの確立や、統計の地域区分の表示などユーザーの利便性の向上に資する改善策についても議論を行った。さらに、こうした経済統計を支える政府統計部門の人材や体制の強化の必要性について認識を共有した。

以下では、本研究会での議論を踏まえ、今後の経済統計の改善の方向性と更なる検討課題、及び経済統計を支える体制等について、本研究会としての提言を示す。

1. GDP統計に利用される基礎統計及び加工推計方法の改善

GDP統計（国民経済計算（SNA））は、一国の経済活動をフローからストックに至るまで最も包括的に示す統計であり、また、国連の定める国際基準に準拠して各国が作成していることから国際比較可能性を有する統計である。こういった性格から、景気判断だけでなく、経済・財政・金融政策全般にわたって企画立案の基礎となるものである。我が国のGDP統計については、平成28年末に実施された「平成23年基準改定」において、研究開発投資のGDPへの計上を含む最新の国際基準（2008 SNA）への対応や各種の推計手法の見直しにより改善が図られたところである。これに加え、さらに、経済社会構造が大きく変化の中で、GDP統計の基となる基礎統計やその加工・推計方法を適切に見直し、経済の実態をより正確に捉えたものとしていくことが重要な課題である。また、

様々な経済社会構造の変化を幅広く捉え、迅速に統計の改善につなげていくためには、推計手法に関する情報開示を充実しつつ、多様なユーザーとの対話の強化を図っていく必要がある。

このため、以下に示す考え方に沿って、GDP統計を軸とした経済統計改善に取り組むべきである。詳細な取組方針とその工程表については、別添の「GDP統計を軸とした経済統計改善の取組方針」に示したとおりである。GDP統計の推計に利用される一次統計の作成府省等及び加工・推計を行う内閣府において、我が国のGDP統計がより正確かつ利用しやすいものとなるよう積極的な取組を行っていくことが求められる。また、2. 以下に示されている経済統計の取組を併せて進めることで、GDP統計の精度向上を図るべきである。

（１）経済社会構造変化の統計への的確な反映

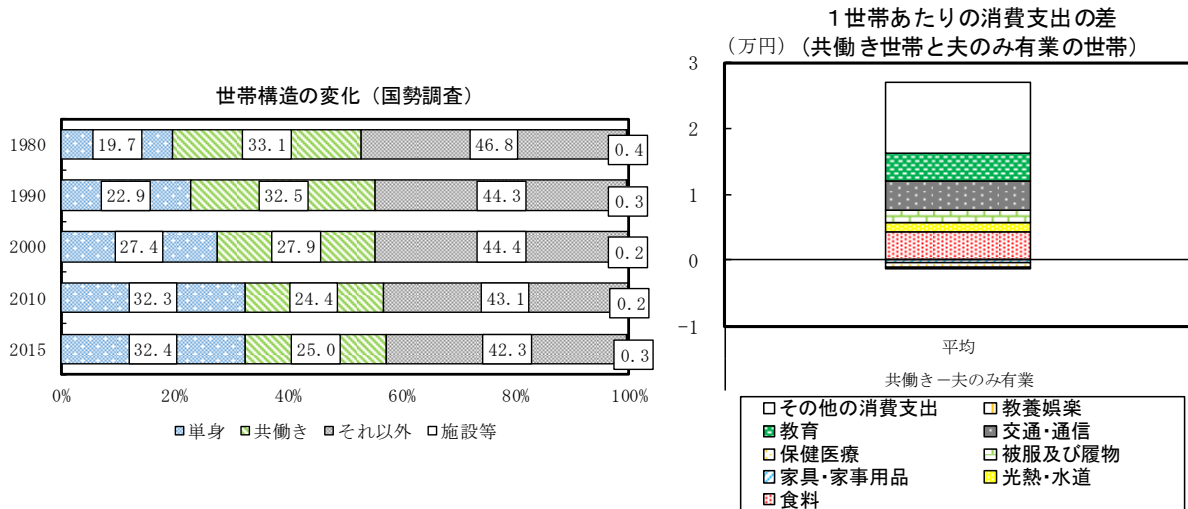
① 高齢化の進展、世帯構造や働き方の多様化への対応

我が国の世帯主の年齢階級別の世帯構成比を国勢調査でみると、高齢化が進行しており、世帯主が60歳以上の世帯のシェアは2000年（平成12年）には3割程度であったが、2015年（平成27年）には4割以上となっている。世帯構造別にみると、こうした高齢化の進展に伴って、単身世帯が大きくシェアを拡大しており、2015年に全体の約3分の1を占めている。また、共働き世帯も、最近の労働参加率の高まりを反映して増加し、全体の約4分の1を占めている。

単身世帯、共働き世帯、片働き世帯では、その消費行動は大きく違っている。例えば、二人以上の世帯の平均と比べて、単身世帯は教養娯楽費や外食費などのウェイトが高く、共働き世帯と夫のみ有業世帯を比較すると、前者では教育費のウェイトが高い。今後とも増加が見込まれる単身世帯や共働き世帯の消費構造を正確に把握することが、マクロの消費動向を正確に捉えることにつながる。

このため、世帯統計における調査対象の年齢・世帯構造の構成比の検証を行い、調査対象の構成を現実にあったものとしていくとともに、調査への協力が得られにくい単身世帯や共働き世帯の回答率を向上させるための報告負担軽減に努める必要がある。また、補完的な調査や統計の活用によって補正等を図ることも必要である。

（参考１）世帯構成の変化と世帯属性による消費行動の違い¹



コラム１：住宅リフォームの取扱い

住宅ストックの老朽化等に伴って、住宅リフォーム市場は成長していくことが見込まれており、足下の2015年度では約4兆円²に達している。住宅リフォームについて、国民経済計算（SNA）の国際基準では、i)住宅の性能や耐用年数を増加させるもの（増改築・改修）を総固定資本形成に計上し、ii)住宅の機能・価値が変わらない、または居住を継続するために定期的・経常的に行うもの（修理・修繕）を中間消費として計上することとされている。（注）

これに対し、我が国のGDP統計及びその基礎となる産業連関表においては、住宅リフォームのうち、建築工事届を必要とする増築又は改築を行う工事（床面積10㎡超）については、既に総固定資本形成（住宅投資）に含まれている一方、建築工事届を必要としない、改装・改修工事等については、既存の基礎統計では、機能や耐久性の向上等を伴う総固定資本形成として計上すべき部分の把握が困難な状況であるため、現行ではすべて中間消費として計上されている。

この点について、平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、GDP統計への反映を目的とした「建築物リフォーム・リニューアル統計」（国土交通省）の改善が掲げられた。これを受け、平成28年度からは、国土交通省において、新たな「建築物リフォーム・リニューアル統計」の調査が開始されることとなり、建築工事届が必要のない工事のうち、固定資本形成部分と中間消費部分の峻別が可能となる。こうした新たに改善された「建築物リフォーム・リニューアル統計」を踏まえ、GDP統計の基礎となる「産業連関表」やGDP統計における総固定資本形成に適切に反映させることが必要である。

¹ 総務省「国勢調査」、「家計調査」により作成。2015年は速報値。

² 国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」による。

(注) SNAでは、持ち家に居住する場合、自らが住宅賃貸業を営み住宅サービスを生産する一方で、自らが家計として当該サービスを消費しているものと、みなし計算をしている(持家の帰属家賃)。そのため、当該持ち家の修理・修繕等に係る支出は、持ち家に係る住宅サービスを生産する住宅賃貸業のコストとして扱われることになる。

生産された「修理・修繕」サービスは、持ち家に係る住宅賃貸業による住宅サービスの生産能力を維持し、これを反映した住宅サービスは、帰属家賃として家計消費支出に計上されることになる。こうした扱いは、貸家の住宅賃貸業を営む者が、貸家の修理・修繕を行い、それによって住宅サービスの生産能力を維持し、売上げとして家賃収入を得る(借家人の消費支出) ことと同様に考えることができる。

② 多様なサービスの生産・消費活動の把握

GDPに占めるサービス産業のシェアは、1995年の64.1%から2014年70.6%へと拡大するなど、サービス産業の動向把握はますます重要になっている。こうしたことから、近年、広範なサービス分野を対象とするサービス産業動向調査(総務省)が整備されるなどしている。

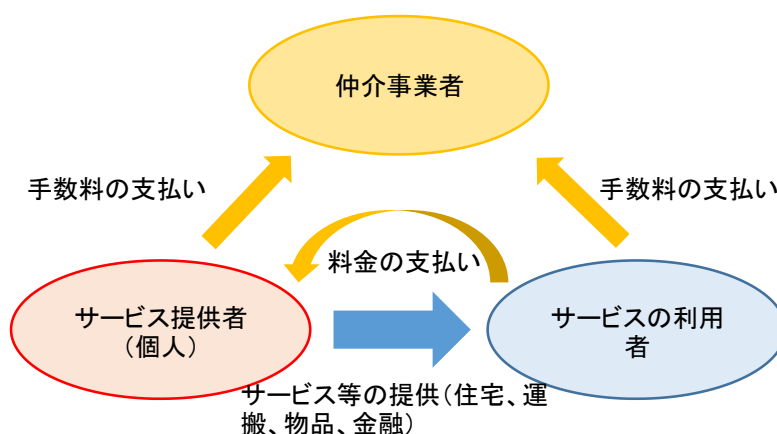
しかしながら、サービスを扱う供給側統計は、その重要性に比べて必ずしも十分な調査が行われていない。インターネット上では新たなサービスが続々と生み出されているが、それらを現状の調査で正確に捕捉することは必ずしも容易ではない。また、家事サービス業など中小・零細な事業者の多い個人向けサービスの一部も現状では十分に捕捉できていない。このため、供給側統計で事業者からより充実した情報を得られるよう調査を拡充していくべきである。また、インターネット関連のビッグデータ等の活用により補完することや、需要側統計においてもサービスの分類を充実させることもサービス分野の捕捉には有効である。

宿泊などのシェアリングによる新たなサービスの提供が今後増加する可能性があるが、こうした新たな形態のサービス取引については、仲介事業者の活動を捕捉することなどにより、しっかりと把握していくことも課題である。また、シェアリングによる雇用関係を結ばない働き方(ギグ・エコノミー)の広がりといった経済の構造変化も把握していく必要がある。さらに、インターネット上の無料サービスの提供などはその売上げを広告収入などから得ており、市場価格で価値を評価することを原則とする国民経済計算(SNA)では、広告費が財・サービスの販売価格に上乗せされる形でGDPに反映される一方、無料サービスという形自体ではGDPの範疇には定義上含まれない。ただし、後者については、SNAを離れた社会的な厚生を計測する上で、無料サービスの動向を把握することは重要な研究課題である。シェアリングによるサービスやネット上の無料サービスについて、仲介事業者などの情報を収集するとともに、社会厚生を計測

などの研究について国際的な議論に積極的に参画し、貢献していくべきである。

サービス関連の価格についても、建設・卸売などの企業向けサービス価格や冠婚葬祭などの消費者向けのサービス価格など、これまで把握されていない品目の捕捉に加え、インターネット上の取引やシェアリング・サービスの価格を把握することも今後の課題である。サービスは品質の違いや変化をどう捉えるかなど難しい課題があるものも多く、その捕捉方法等について検討を進めていく必要がある。なお、消費者物価指数の中で大きなウェイトを占めている家賃については、経年劣化に対する品質調整が行われていないという問題が指摘されており、可能な限り早期に試算結果を含めた研究結果の公表と継続的かつ幅広い検討・情報提供が必要である。

(参考2) シェアリング・エコノミーにおける取引関係（概念図）



コラム2：シェアリング・エコノミー、デジタル・エコノミーの捕捉

デジタル技術の発展に伴う新たな形態でのサービスについて、現状の統計では捉えられていないのではないかと指摘されることが多い。以下では、①インターネット通販、②デジタルコンテンツ配信（音楽、映像、ゲームの配信サービス、その他コンテンツやゲーム内でのアイテム等の購入等）、③シェアリング・エコノミーがどのように捉えられているか、また課題は何かについて整理する。また、④ウェブ上の無料サービスについて、その付加価値計測の考え方についても述べる。

①インターネット通販

家計調査など需要側からのアプローチでは、調査設計上、消費者が購入したという認識は実店舗と変わらず、調査票に記入される。特に、家計消費状況調査では、電子マネーの利用状況やネットショッピングでの支出について詳細に調査が行われている。また、販売統計等の供給側からのアプローチでも、商品が出荷されることは実店舗の場合と変わらないため、企業統計に記録されている。国境をまたぐ越境通販についても、通関を通して

輸出入されるため、貿易統計等に記録される。このように、インターネット通販は、実店舗における販売と同様に、現状の統計において捕捉されていると考えられる。

②デジタルコンテンツ配信

需要側では①と同様に捕捉されている。供給側では、実際に商品が移動しないため商品のように出荷では把握されないが、サービス統計において、ソフトウェア開発やコンテンツ配信業務等として売上げが把握されている。ただし、新しい形態のサービスが続々と生まれてくる場合、既存のサービス統計の概念が十分に追いついていないと把握が不十分になってしまうおそれがある。また、新しいサービスはベンチャー企業を含め新しくごく小規模な事業者により提供される場合も多いため、サンプル調査などの場合は実際の統計の調査対象としてカバーされない場合もある。このため、サービス統計を充実し、こうしたサービスを正確に捕捉していく努力が必要である。

③シェアリング・エコノミー

消費者がシェアリングによってサービスを購入した場合、消費者の支払いは家計調査等の需要側からのアプローチによって把握できる。また、供給側からは、サービスを供給する個人の情報を得ることは難しいため、当事者間のマッチングを行う企業を捕捉することにより、手数料収入など、仲介サービスの付加価値を的確に捉えるとともに、それをもとにして取引されたシェアリング・サービス自体を推計することも考えられる。こうしたサービスの捕捉については、今後、市場規模の拡大に伴って重要になっていく可能性を見据え、その手法について十分に検討していく必要がある。シェアリング・エコノミーにおいては、価格の把握も今後の重要な課題である。

④ウェブ上の無料サービス

検索エンジンや一部のコンテンツは無料で提供されているが、こうしたサービス事業主は主に広告収入によって収益を得ており、そのコストが各種商品の価格に体化される形で個人消費に反映される。なお、無料サービスはインターネット上だけではなく、従来から広告収入等で売上げを得て、サービスを提供しているラジオ・テレビなども同様の性格をもったものである。

（２）ＧＤＰ統計の精度向上及び利便性の改善に向けた取組

上記の経済社会構造の変化等を踏まえた基礎統計の改善の成果については、これをＧＤＰ統計へ反映するための、加工・推計手法の検討・開発を経て、四半期速報（ＱＥ）、年次推計、基準改定のタイミングで随時実施することが必要である。加えて、基礎統計の加工法の改善等を通じて推計精度を高め、ＱＥの一次速報から二次速報、さらには確報への改定幅の縮小を図ることが必要である。このため、ＱＥにおける民間最終消費支出や設備投資の推計において、需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発を行うとともに、法人企業統計などＱＥの二次速報の推計に用いられる基礎統計を一次速報推計にも用いることを

可能とするよう、そうした基礎統計の公表早期化を進める必要がある。

より正確な景気判断をタイムリーに行う上では、四半期情報の充実が望まれる。具体的には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、家計の可処分所得、貯蓄の四半期別速報を含む生産面、分配面の四半期推計を開発・公表することにより、より包括的な景気動向の分析に資することとなる。

また、「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）や「消費者物価指数」（総務省）といった既存の物価統計では把握されていないサービス分野の物価指数や医療、福祉、教育の質の変化を考慮した物価指数の構築を進めることが重要である。

さらに、娯楽作品の原本（知的財産生産物）の資本化など現行SNAでは未計上の分野の取り込みを図っていくことが重要である。ポスト 2008 SNAのSNA国際基準への国際的議論に積極的に関与し、新たな概念や手法の開発に貢献していくことが必要である。このためにも新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関し、内外の研究成果を活用しながら、研究開発プロジェクトを推進する必要がある。また、統計委員会において、上記GDP統計等の精度向上に関する取組を点検し促進する。

統計利用者の利便性を向上するとともに、利用者の視点から経済社会構造の変化に対応した統計の改善につなげていくためにも、GDP統計に関する情報提供は不可欠である。2016年11月には、平成23年基準の下でのQEの推計手法解説書が公表されたが、年次推計についても推計手法の公表の拡充を行うとともに、ユーザーとのコミュニケーションの強化を図っていく必要がある。

「GDP統計を軸とした経済統計改善の取組方針」については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を前倒して改定し、その内容を盛り込む必要がある。

2. 新たなデータ源の活用

（1）景気動向把握におけるビッグデータの活用

① 早期かつ精緻な景気動向把握に資するビッグデータの活用の推進

ビッグデータは、データ規模という量的な面だけでなく、データの多様性やリアルタイム性といった質的な面からも従来のデータとは異なっている。ビッグデータを経済・物価動向等の把握に活用することのメリットとしては、i)速報性があること、ii)膨大なデータ量によって、例えば購買数量だけでなく購買場所や購買者属性が把握できるなど、詳細の把握（データの“粒度”が高い）が可能となることなどが挙げられる。他方、iii)データが把握できる範囲はマクロの経済活動のあくまで一部であることや、iv)標本設計に基づいた標本抽出が行われる統計調査とは異なり、収集されたデータにバイアスや特殊要因による大きな

振れがある可能性があるという側面があることには留意が必要である。

したがって、ビッグデータを経済・物価動向等の把握に活用する際には、こうしたデータの特性を考慮したデータ蓄積や集計の方法を検討したり、その利用、分析の方法を吟味することで、ミクロの情報が持つメリットを最大限活かしたものとすることが重要である。

【具体的な取組の方針】

- ビッグデータを活用した経済指標等の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。
(関連府省)
- ビッグデータを用いた新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。(内閣府)
また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。
(内閣府)

② ビッグデータ活用に関する環境・体制整備等の課題

経済・物価動向等の把握にビッグデータを活用するに当たっては、データを適切に利用するための環境整備やデータを適切に処理し調査に活かす専門人材の育成など、様々な課題が存在する。具体的には、ビッグデータの多くは民間企業の保有する売上げや取引に関する私的な情報であり、データ利用に当たっては、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などが求められる。このため、そうしたデータ利用に関する環境を整備し、データ使用手続の標準化等を検討していく必要がある。

公的統計の補完としてビッグデータを活用していくためには、データ提供を行う企業側の負担をどのように軽減するかが重要である。同時に、企業にデータ提供を促すインセンティブをいかに与えるかについても検討する必要がある。また、民間部門でのデータの取扱いについても留意する必要がある。

また、政府において、ビッグデータを活用した調査の設計やデータ処理を適切に行うためには、ビッグデータを扱えるデータサイエンティストの育成が急務である。

【具体的な取組の方針】

- ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用を努める。
(統計委員会、各府省)

- 匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、関係府省に対して技術的な支援を行う。
(総務省)

(2) 景気動向把握における行政記録情報等の活用

本来は特定の行政目的のために収集された情報ではあるものの、既に多くの行政記録情報が景気動向把握等のために活用されているが³、なお行政機関が保有する情報が十分に活用されているとは言い難い。従来は、行政機関が集めた情報が主に紙媒体で蓄積されるに留まっていたため、有効に集計ができないものが多かった。しかし、近年のデジタル技術の進展により、詳細な情報を効率的に整理、蓄積し、必要な形で加工・集計して様々な用途に利用することが可能となっている。また、秘匿情報の適切な管理も容易にできるようになっている。さらに、こうした状況を踏まえ、より正確な景気動向把握と経済統計の改善の観点から、以下のような行政記録情報の活用方策を政府全体として進めていくべきである。

第一は、経済や所得の動向等の把握に行政記録情報のデータを活用することである。特に、長期的な経済の動向や格差をみるために活用できる可能性がある。とりわけ、税務情報はその性質上、課税対象分については悉皆であり、給与所得税額の活用は、補完的な情報として、マクロの所得動向の的確な捕捉に有益である可能性がある。他方で、税収の動向そのものは、納税のタイミングや納税の仕方などによって影響されることに加え、制度的にも、例えば所得税の累進構造、法人所得における繰越欠損金といった様々な税制上の要因や税制改正等の影響も受けることや、国税や地方税といった税務情報間で必ずしも整合的な情報が得られるとは限らないことから、税務情報の活用に当たっては十分な研究が必要である。

第二に、行政記録情報は、企業統計の標本抽出に用いる共用データベースの整備にさらに活用していくことができる。とりわけ、各府省が作成する企業統計の母集団情報を供するため、経済センサス等を活用した事業所母集団データベースの整備が進んでいるが、法人番号や行政記録情報の活用により、更なる整備が望まれる。

第三に、行政記録情報は、企業統計調査の欠損値の補完等にも活用することができる。特別集計を利用して、企業統計調査の未回答分を税務情報で補うことに

³ 行政記録情報とは、行政文書のうち、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除いたものであり、輸出入申告書（貿易統計）、職業紹介業務実績（有効求人倍率）など多くの行政記録情報が景気指標として既に活用されている。

より、捕捉率の低い中小企業などのデータが充実する可能性がある。

第四に、各種統計調査の結果と行政記録情報を比較・照合することにより、調査結果がサンプル漏れなどによってバイアスが生じていないか等を検証することも有効である。

第五に、新たに導入された法人番号を統計改善に活用していくことが重要である。とりわけ、事業所母集団データベースに法人番号を登録することにより、様々な企業統計調査の標本を法人番号の参照を通じてリンクさせることが可能になり、法人の多面的な情報を統合して把握することが可能になる。

他方、行政記録情報を活用するに当たり、現在大きな制約となっているのは、行政記録情報の電子化が十分に進んでいないことである。このため、現時点では統計改善に利用可能な行政記録情報は限定的なものとなっている。まずは、行政手続きの電子化を徹底的に進め、電子的に利用可能な行政記録情報を拡大していくことが必要である。

【具体的な取組の方針】

① 行政記録情報の景気動向把握等への活用

- 行政記録情報について、既存の経済統計を補完する観点から積極的な活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に研究を行う。

(内閣府、財務省)

② 行政記録情報や法人番号等の活用による政府統計の精度向上

- 行政記録情報を統計の改善・補完に積極的に用いるために、各企業統計における企業情報を法人番号によってひも付けすることが重要。このため、各府省は所管する企業統計の調査票に法人番号欄を設けるなど、事業所母集団データベースへ法人番号を登録することに協力する。また、法人番号や税務情報を含む行政記録情報の活用により、事業所母集団データベースの企業情報をさらに整備する。

(総務省、各府省)

③ 行政手続きそのものを含めた行政記録情報の電子化の徹底

- 行政手続きの電子化を徹底して進め、電子的に利用可能な行政記録情報（法人番号含む）を拡張する。

(全府省)

3. 統計利用者の利便性の向上

(1) 公表の早期化

経済の現状を迅速に把握するという経済統計の役割から、更なる速報化に対する要請は大きい。社会の技術革新により、情報処理技術は劇的に進歩している。こうした状況を踏まえ、紙媒体に依存した作業を抜本的に改めるとともに、付随する事務手続の簡略化等により、経済統計全般について可能な限り公表の早期化を行うべきである。なお、早期化と精度のトレードオフにも留意する必要がある。

【具体的な取組の方針】

- 統計調査を行うに際して、データの電子化やオンライン調査の普及を進め、集計事務の効率化・早期化、調査内容の充実とともに、調査回答負担の軽減を実現する。(総務省、経済統計調査に関連する全府省)
- 統計調査の公表に係る作業・処理工程の見直しを図る。また、各府省における効率化努力に係る成功事例については互いに共有し、他の府省での展開につなげる。(総務省、経済統計調査に関連する全府省)

(2) 地域区分のあり方

経済統計指標については、作成する府省庁によって地域区分が異なるため、そのままでは地域単位での比較ができず、また、都道府県レベルのデータがないなど地域単位での再集計を行うことも困難な統計が存在し、利用者の利便性を損なっている。このため、各政府統計間で異なっている地域区分について、各統計の比較・再集計を可能にすることが必要である。

【具体的な取組の方針】

- 2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加し、また、ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向けて検討を進める。(総務省)
- 統計委員会は、総務省の検討を踏まえ、利用者の利便性の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大、地域区分を含む統計比較可能性向上等の取組についての統計作成府省の取組進捗の確認をする。(統計委員会)

4. 経済統計改善のための体制の強化

統計精度を不断に改善していくためには、統計の利用者などステークホルダーの声を反映しつつ、定期的に各統計の精度を点検し、必要性が認められれば速やかに改善を行い、その成果を監視していく必要がある。このため、統計委員会の専門的な知見を活かして統計精度向上のためのPDCAサイクルを確立し、定期的に統計精度をチェックし、対応策を講じることが必要である。

また、GDP統計を含む経済統計については本報告に示したような新たな課題やニーズに対応する必要性が出てきている一方で、統計に係る人的リソースの制約が強まっている。統計作成に関わる国や都道府県の職員の数、累次の定員削減計画に従って削減されてきており、また、統計関連の予算もほぼ横ばい状況にあるなど、統計作成を支える体制の維持が厳しい状況にある。こうした統計リソースの不足に対応するため、民間委託の手法が幅広く活用されているが、統計調査の企画を行い、調査結果の質を担保するためには、民間委託先の作業を指示・監督する統計に精通した職員が一定数必要である。国・地方の財政は厳しい状況にあるものの、これ以上の機械的な統計職員の削減は、統計制度を維持する上で危険であり、新たな課題やニーズに対応すべく、行政の垣根を超え、統計へのリソース配分を大胆に見直し、統計人員の確保・増強をする必要がある。加えて、厳しいリソースの中で統計精度の維持・向上を図っていくため、総務省統計研修所の活用も含め、高い統計技術を持った専門人材の育成にも優先して取り組む必要がある。さらに、統計作成プロセスにおける電子化を進めることは、統計作成の効率化、報告者負担の軽減、回答状況の改善につながるものであり、徹底して取り組んでいく必要がある。

統計改善のためには統計の作成側だけでなく、調査の対象となる家計や企業などの報告者の協力が不可欠である。近年、個人情報への意識の高まりなどにより統計調査への協力が十分に得られない場合も増えてきており、改めて統計調査の意義について周知し、報告者となる家計や企業の理解・協力を得ることが不可欠である。家計や企業が統計調査への参画意識を高めるような工夫が必要である⁴。

【具体的な取組の方針】

① 統計改善のためのPDCAサイクルの確立

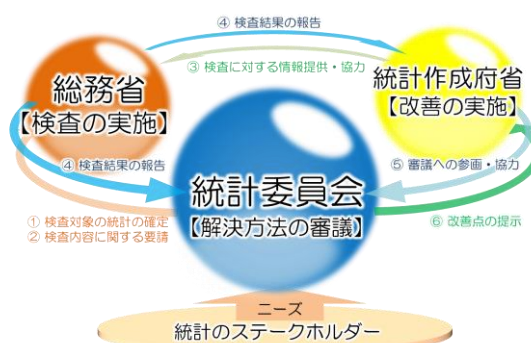
- 統計のステークホルダーのニーズを反映した統計精度の向上を図るためのPDCAサイクル構築の取組を推進する。具体的には、統計委員会・総務省において、統計のステークホルダーとの意見交換を通じて検査する対象統計や検査内容を確定した上で、統計精度に関する情報開示基準・指針

⁴ 統計法第13条において、基幹統計の作成のために必要な事項について報告を求められた者は、回答の拒否や虚偽の報告をしてはならない、とされている。

に照らした開示状況の検査、及び調査対象の属性について標本と母集団の適合状況や類似統計とのかい離分析といった回収状況の検査を行い、その解決方法や改善点を提示し、その結果をフォローアップする仕組みを整備する。この取組の推進に当たっては、「GDP統計を軸とした経済統計改善の取組方針」の推進にも資する取組とすることが望まれる。

(統計委員会、総務省)

(参考3) 統計改善のためのPDCAサイクル(概念図)



② 統計のリソースの強化

- 新たな課題やニーズに対応するための統計人員の確保・増強や、専門的人材の育成の具体的方策を検討する。(経済統計に関連する全府省)
- 家計・企業を対象とした調査統計、業務・行政統計それぞれの作成プロセスについて、IT等の更なる活用や、統計職員の適切な管理の下での民間委託の活用等により、報告者の負担軽減、集計・公表の効率化、事業全体の合理化を図る。その際、民間委託先の適切な管理ができる統計職員の確保・育成に努める。(総務省、経済統計に関連する全府省)
- 各府省及び地方公共団体の職員の統計研修を担う統計研修所の体制を充実・強化し、統計精度向上のための統計技術の研究開発及び専門人材の育成のための統計研修を、強力に推進する。(総務省)

③ 統計作成プロセスにおける電子化の徹底

- 統計作成プロセスにおいて、データの電子化やオンライン調査の徹底などIT等を一層活用することにより、報告者負担の軽減を図りつつ、調査内容の充実、集計・公表の効率化・早期化を図る。
(総務省、経済統計に関連する全府省)

④ 統計調査に関する国民の理解と協力の促進

- 政府全体として、国民に対して統計調査の重要性について更なる周知を図り、統計調査への理解・協力を促進するとともに、参画意識を高める工夫を行う。
(全府省)

（別添）ＧＤＰ統計を軸とした経済統計改善の取組方針

I. ＧＤＰ統計に用いられる基礎統計の改善

ＧＤＰ統計の推計に用いられる各種基礎統計について、精度の向上、調査対象の拡大、公表の早期化など以下の表に示された取組を行うことにより、ＧＤＰ統計の推計の精度向上を図る。基礎統計の見直し結果のＧＤＰ統計の推計への反映については、四半期速報（ＱＥ）、年次推計、基準改定のタイミングで随時実施する。また、改善された個別の基礎統計を活用し、より正確な景気判断を行う。

<民間最終消費等>

統計名	対応方針	実施日程
1-1. 家計調査 【総務省】	① オンライン家計簿の導入などＩＣＴを積極的に活用することで、報告者負担を軽減しつつ、調査の質の更なる向上を図る。	① 2018 年 1 月からの実施に向け、2016 年度中に結論を得る。
	② 総務省において開催されている「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」における議論を踏まえ、国の消費全般の動向を、マクロ、ミクロの両面で捉える新たな指標を作成する。	② 研究会の議論を踏まえ、可能な限り早期に実施。
	③ 調査対象世帯の年齢や世帯構造について検証を行い、調査結果の補正について検討する。	③ 継続実施。
1-2. 家計消費状況調査 【総務省】	調査の質の更なる向上の観点から、調査票回収督促及び内容審査の強化に必要な措置を講ずる。	予算措置などの状況を踏まえ、2017 年度を目標に実施。

＜民間企業設備投資・民間在庫投資＞

統計名	対応方針	実施日程
1-3. 法人企業統計 【財務省、内閣府】	① 調査のオンラインシステムと会計ソフトとの連携等により調査負担を軽減し、回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。	① 2019年度から実施。
	② 督促、欠測値の補完方法の改善を図る。	② 2016年度から検討。
	③ 四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図る。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	③ 2016年度から検討。 2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
	④ 四半期報の早期化を前提に、研究開発投資を調査項目に追加する。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	④ 2016年度から検討。 2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
	⑤ 設備投資のサンプル断層調整値を公表する。	⑤ 2016年度中に結論。

＜公的固定資本形成＞

統計名	対応方針	実施日程
1-4. 建設総合統計 【国土交通省、内閣府】	① 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認する。	①②2017年度中実施。
	② 公的資本形成について、QEとGDP年次推計とのかい離の原因について検証を行う。	

＜総固定資本形成・住宅投資＞

統計名	対応方針	実施日程
1-5. 建築着工統計 【国土交通省】	① 工事費予定額の定義の明確化と周知による報告の正確性向上。	①②③統計委員会における審議を踏まえ、2017 年度以降、段階的に実施。
	② 異常値、外れ値への対応の徹底。	
	③ 工事費予定額と完成工事費とのかい離を調査する「補正調査」の精度向上とその公表。	
1-6. 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善とSNAへの反映 【国土交通省、内閣府】	① 調査基準期間を半年から四半期に変更するとともに、SNAで固定資本形成に含まれる「改装・改修工事」と、中間消費に含まれる「維持・修理」に分けて調査し公表する。	① 2016 年度より新調査を実施し、2016 年末から公表。
	② 遡及系列を作成し、公表する。	② 2019 年度予定の平成 27 年産業連関表に反映の上、2020 年度目途に予定されている次回の SNA 基準改定に反映されるよう実施。
	③ 新調査による結果の蓄積を得て、SNAへの反映に際しての手法や影響、課題について検討を行う。	③ 2018 年度までに実施。

＜外需等＞

統計名	対応方針	実施日程
1-7. 国際収支統計 【財務省、日本銀行、内閣府】	① 次回国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討する。	① 次回 IMF 国際収支マニュアル改訂への対応時に検討。 (注) IMF 国際収支マニュアルの改訂時期は未定。
	② 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法を検討する。	② 2019 年度を目途に結論を得る。
	③ 「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討する。	③ 2019 年度を目途に結論を得る。
1-8. 訪日外国人消費動向調査 【国土交通省】	都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する。	2016 年度に予備調査を実施し、2018 年から本格調査を行う。

＜生産やサービス産業などの経済活動の基礎統計＞

統計名	対応方針	実施日程
1-9. サービス統計全般 (体系的整備) 【総務省、関連統計作成府省】	サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。 ● 付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握 ● 結果公表の早期化・安定化	2019 年度からの統合に向け、2018 年度までに結論を得る。
1-10. サービス統計全般 (内容充実) 【統計委員会】	統計委員会において、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議する。	2016 年度から開始。
1-11. 生産物分類 【総務省】	新サービス捕捉の観点から生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める	2017 年度以降、段階的に検討を進める。
1-12. 企業統計全般 【総務省、関係統計作成府省】	売上高等の集計における消費税込み・抜きを選択制を徹底する	関係府省間の合意を踏まえ順次実施。

＜デフレーター＞

統計名	対応方針	実施日程
1-13. 消費者物価指数 【総務省】	① 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について検討する。	① 2017 年度の可能な限り早期に研究結果を公表し結論を得る。
	② 2020 年基準改定におけるサービスの価格(冠婚葬祭サービスなど)の更なる把握拡充について検討を行う。	② 2018 年度までに結論を得る。
	③ インターネット販売価格の更なる捕捉及び 2020 年基準改定における採用の可否を検討する。	③ 2018 年度までに結論を得る。
1-14. 企業向けサービス価格指数 【日本銀行】	既存の統計では捕捉できていない卸売サービス、特許貸出サービスについて、新たに調査対象とする。	2018 年央までに結論を得て次回の基準改定(2019 年央)より実施。
1-15. 既存統計で捕捉できていない価格の把握 【日本銀行、内閣府、総務省、関連省庁】	医療・介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法、及び建設(市場取引価格ベース)、小売サービス(マージン)の価格の把握手法について研究する。	2017 年度から開始。

<雇用者報酬>

統計名	対応方針	実施日程
1-16. 毎月勤労統計 【厚生労働省】	① 2020 年からのローテーション・サンプリングの導入に向けて着実に準備を実施する。	①②③統計委員会の答申を得て、2018 年より実施。
	② 継続標本による参考指標を作成し公表する。	
	③ 標本抽出に事業所母集団データベースを用いる。	

<産業連関表>

統計名	対応方針	実施日程
1-17. 産業連関表 【産業連関表作成府省庁】	自社開発ソフトウェアや研究開発の固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性の強化を図る。	2019 年度に予定されている平成 27 年産業連関表の公表までに検討。
1-18. 産業連関表、国民経済計算 【産業連関表作成府省庁、内閣府】	基本価格表示の産業連関表の作成について、平成 27 年表での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を行う。	2020 年度までに結論を得る。

Ⅱ. GDP 統計の加工・推計手法等の改善

GDP 統計については、加工・推計手法の改善として、四半期速報の精度向上、景気判断向上のための新たな四半期系列の作成、現行 SNA 基準では未計上の新分野の取込みを行うとともに、情報開示の拡充によりユーザーの利便性の向上を図る。また、GDP 統計に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化する。

統計名	対応方針	実施日程
2-1. QE の精度向上 【内閣府】	家計調査、法人企業統計等の需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発など消費・投資の基礎統計の利用法の改善を図る。	可能なものは 2017 年末実施。
2-2. 景気判断向上のため新たな四半期系列の作成 【内閣府】	① 家計の可処分所得、貯蓄の速報値を参考系列として公表する。 ② 生産面、分配面の四半期別 GDP 速報を参考系列として公表する。	① 2018 年度中の参考系列公表に向け検討 ② 2018 年度末までに取扱いについて結論。
2-3. 現行 SNA 基準では未計上の分野の取込み 【内閣府】	娯楽作品の原本（映画等）を総固定資本形成に計上する。	2020 年度中目途の次回基準改定での実現に向け検討。
2-4. 情報開示の拡充 【内閣府】	① 拡充した推計手法解説書（デフレーター の推計手法の詳細を含む）を公表する。 ② 従前の民間エコノミストとの意見交換（年一回程度）を拡充し、経済団体、統計研究者、各政策当局とのコミュニケーションを強化する。	① 2016 年度中に実施。 ② 2017 年度から順次実施。
2-5. 推計手法の研究開発とポスト 2008 SNA に向けた関与の強化 【内閣府、総務省】	① 国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施。 ② 研究を踏まえ、OECD 等の国際会議において積極的な意見表明を実施。 ③ 新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。	①②③2017 年以降実施

より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会

委員名簿

(座長)	伊藤 元重	経済財政諮問会議議員 学習院大学国際社会科学部教授
	小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	宅森 昭吉	三井住友アセットマネジメント株式会社 理事・チーフエコノミスト
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	門間 一夫	みずほ総合研究所株式会社 エグゼクティブエコノミスト
	美添 泰人	青山学院大学経営学部プロジェクト教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科教授
	渡辺 美智子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会

開催実績

第一回

日 時 平成 28 年 9 月 28 日

議 題 経済統計に関する現状と課題について

第二回

日 時 平成 28 年 10 月 6 日

議 題 (1) 経済社会構造の変化の把握について①
「世帯構造の変化について」
(2) 類似統計間の動向の比較について
(3) 新たなデータの活用について①
「景気動向把握におけるビッグデータの活用について」

第三回

日 時 平成 28 年 11 月 10 日

議 題 (1) 研究会での指摘事項について
(2) 経済社会構造の変化の把握について②
「多様なサービスの生産・消費動向の把握について」
(3) 新たなデータの活用について②
「行政記録情報等の活用について」
(4) 統一的な地域区分について
(5) 統計精度の向上に向けた P D C A サイクルについて

第四回

日 時 平成 28 年 12 月 5 日

議 題 (1) G D P 統計を軸とした経済統計改善の取組方針について
(2) 取りまとめに向けて

第五回

日 時 平成 28 年 12 月 13 日

議 題 (1) 国民経済計算の平成 23 年基準改定（支出側系列等）について
(2) 研究会報告（案）について